

健康・医療新産業協議会 第 2 回健康投資WG

事務局説明資料① (各施策の進捗状況)

令和 3 年 3 月 1 1 日

経済産業省 商務・サービスグループ

ヘルスケア産業課

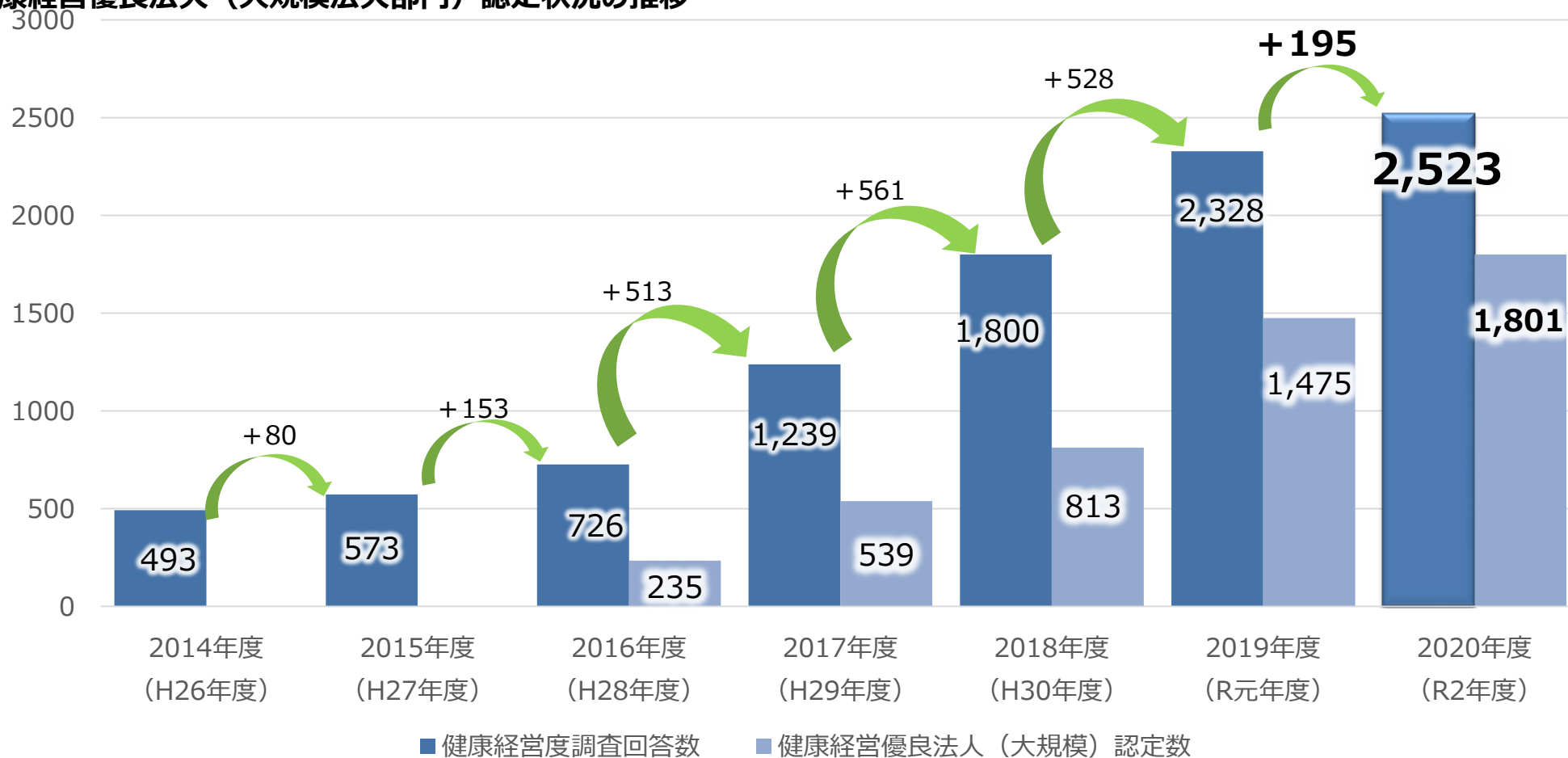
1. 健康経営施策の進捗報告

令和2年度健康経営度調査の結果概要

- 令和2年度健康経営度調査(第7回)の回答法人数は、前回から195法人増加の2,523法人。また、回答法人のうち上場企業は970社。
- 健康経営優良法人(大規模法人部門)の認定法人数は、前回から326法人増加の1,801法人。

健康経営度調査回答数、
健康経営優良法人（大規模法人部門）認定状況の推移

※令和3年3月4日現在



健康経営銘柄2021の選定

- 令和3年3月、第7回となる「健康経営銘柄2021」として29業種48社を選定。

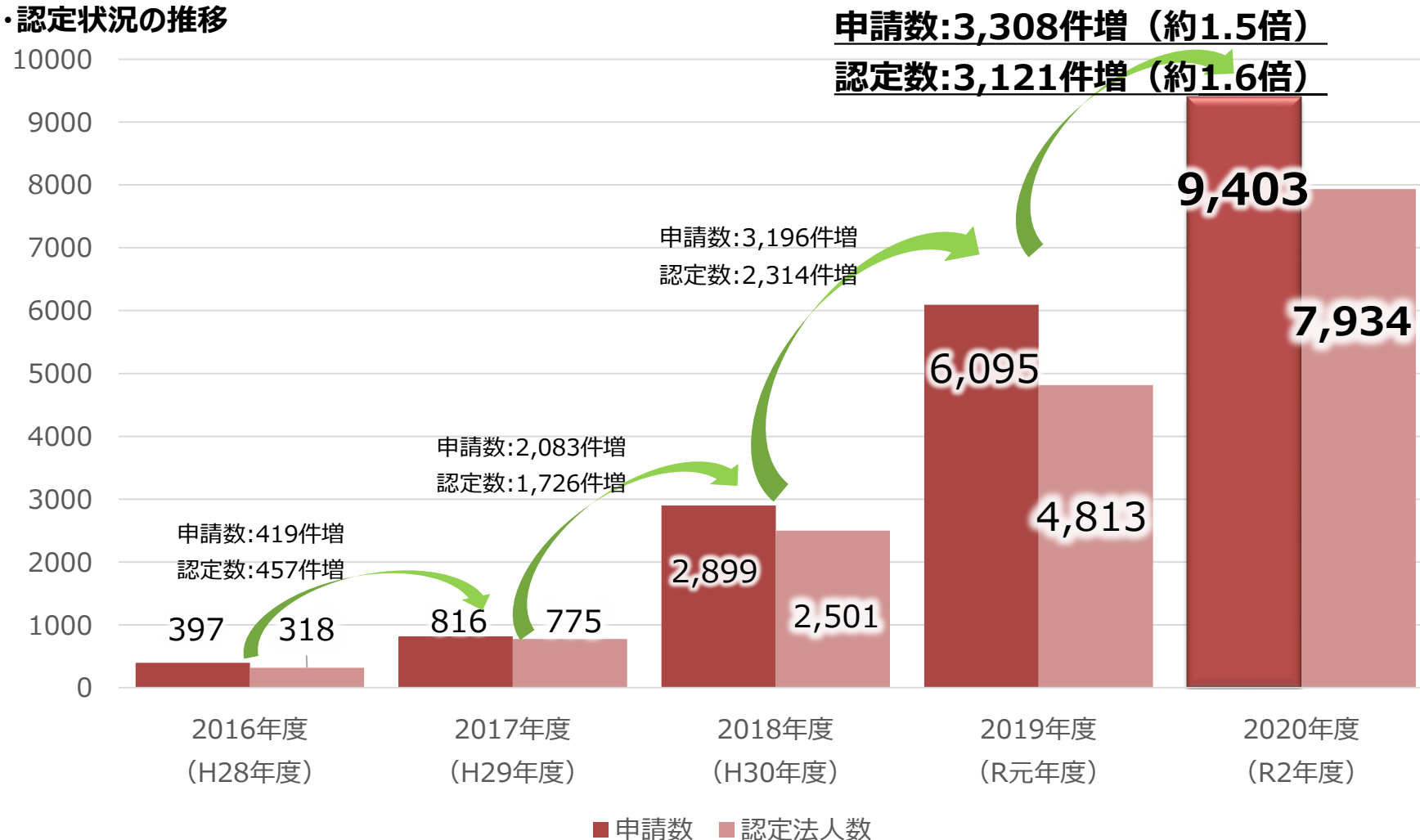


健康経営優良法人2021(中小規模法人部門)の申請状況

- 令和2年8月24日～11月27日の期間で申請受付を実施。前回の1.5倍を超える9,403法人から申請があり、7,934法人を認定した。
- 今年度より新たに創設した「ブライト500」への申請は5,142件であった。

健康経営優良法人(中小規模法人部門)
申請・認定状況の推移

※令和3年3月4日現在



健康経営優良法人2021(中小規模法人部門)の都道府県別の認定数

- 都道府県別では、大阪府に続き、愛知県、東京都の順に認定法人数が多かった。

※令和3年3月4日現在

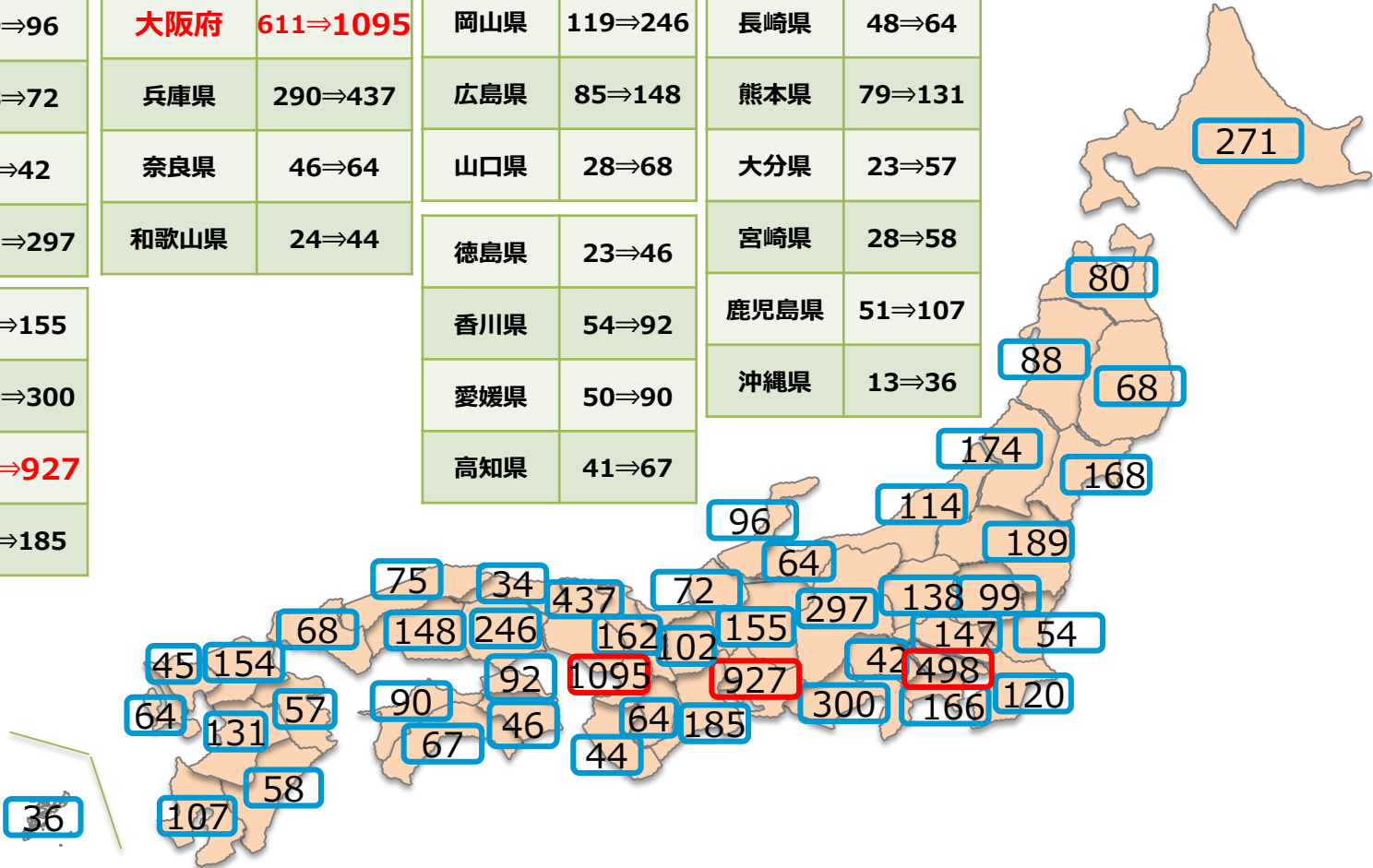
都道府県名	件数
北海道	167⇒271
青森県	61⇒80
岩手県	31⇒68
宮城県	90⇒168
秋田県	52⇒88
山形県	118⇒174
福島県	99⇒189
茨城県	32⇒54
栃木県	74⇒99
群馬県	77⇒138
埼玉県	115⇒147
千葉県	67⇒120
東京都	355⇒498
神奈川県	117⇒166

新潟県	70⇒114
富山県	48⇒64
石川県	69⇒96
福井県	28⇒72
山梨県	9⇒42
長野県	191⇒297
岐阜県	79⇒155
静岡県	199⇒300
愛知県	588⇒927
三重県	99⇒185

滋賀県	64⇒102
京都府	97⇒162
大阪府	611⇒1095
兵庫県	290⇒437
奈良県	46⇒64
和歌山県	24⇒44

鳥取県	21⇒34
島根県	55⇒75
岡山県	119⇒246
広島県	85⇒148
山口県	28⇒68
徳島県	23⇒46
香川県	54⇒92
愛媛県	50⇒90
高知県	41⇒67

福岡県	99⇒154
佐賀県	27⇒45
長崎県	48⇒64
熊本県	79⇒131
大分県	23⇒57
宮崎県	28⇒58
鹿児島県	51⇒107
沖縄県	13⇒36



健康経営優良法人2021(中小規模法人部門)の業種別の認定数

- 業種別では、製造業の認定法人数がトップで、建設業、運輸業が続く。

※令和3年3月4日現在

業種名	件数
農業	5
林業	9
漁業	2
鉱業	2
採石業	3
砂利採取業	0
建設業	1,575
製造業	1,689
電気・ガス・熱供給・水道業	55
情報通信業	329
運輸業	664
郵便業	1
卸売業	533
小売業	401
金融業	130
保険業	426
不動産業	134
物品賃貸業	35
学術研究	5

業種名	件数
専門・技術サービス業	325
宿泊業	27
飲食サービス業	38
生活関連サービス業	98
娯楽業	14
教育	17
学習支援業	23
医療	28
福祉	152
複合サービス業	18
サービス業（他に分類されないもの）	594
公務（他に分類されるものを除く）	0
その他	180
不明	1
特定非営利活動法人	20
医療法人、社会福祉法人、健康保険組合等保険者	145
社団法人、財団法人、商工会議所・商工会	235
公法人、特殊法人（地方公共団体、独立行政法人、公共組合、公団、公社、事業団等）	21
合計	7,934

健康経営優良法人2021(中小規模法人部門(ブライツ500))の都道府県別の認定数

- ブライツ500の都道府県別の認定数は、東京都、愛知県、大阪府の順で多かった。

※令和3年3月4日現在

※令和3年

都道府県	件数								
北海道	19	新潟県	6	滋賀県	6	鳥取県	2	福岡県	11
青森県	10	富山県	10	京都府	9	島根県	3	佐賀県	5
岩手県	8	石川県	9	大阪府	41	岡山県	19	長崎県	5
宮城県	10	福井県	10	兵庫県	20	広島県	12	熊本県	14
秋田県	7	山梨県	3	奈良県	4	山口県	3	大分県	1
山形県	8	長野県	13	和歌山県	1	徳島県	4	宮崎県	9
福島県	10	岐阜県	10			香川県	5	鹿児島県	4
茨城県	3	静岡県	13			愛媛県	6	沖縄県	4
栃木県	7	愛知県	59			高知県	4		
群馬県	9	三重県	9						
埼玉県	11								
千葉県	6								
東京都	75								
神奈川県	19								



2021
健康経営優良法人



2021
健康経営優良法人
Health and productivity
ブライツ500

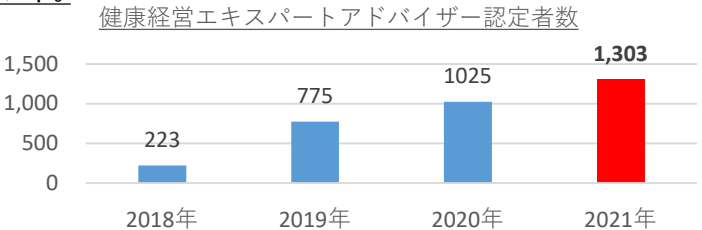
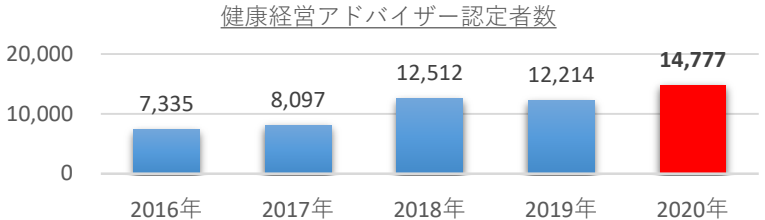
【参考】中小企業への普及促進に関する取組事例①

- 東京商工会議所では、新型コロナ流行下でもオンライン等を活用し、健康経営アドバイザー制度により中小企業への普及促進に取り組んでいる。

(出所) 東京商工会議所提供

健康経営アドバイザー制度とは

- ◆日本再興戦略 改訂2015に「健康経営アドバイザー制度（仮称）」の創設を通じ、健康経営人材の育成・活用を促進」と明記された。
- ◆東京商工会議所は経済産業省からの委託を受け、2016年に普及・啓発を担う人材育成を目的に『健康経営アドバイザー研修』をスタート。
2018年には企業の取組を実践支援する専門人材の育成を目的に『健康経営エキスパートアドバイザー研修』をスタート。
- ◆2018年度から東京都職域健康促進サポート事業を活用し、健康経営アドバイザーが毎年都内1万社に健康経営を普及促進。
健康経営エキスパートアドバイザーはこれまで都内中小企業400社以上の健康経営をサポート。



健康経営アドバイザー研修

《特徴》

- ・健康経営に関する基礎的な知識を体系的に学べる研修内容

《活用事例》

- ・推進者となる経営者や人事労務担当者向けに
- ・管理職や従業員向けの研修教材として
- ・法人営業担当者が、新規開拓・既存顧客への付加価値として、普及推進や関連商品を提供

《変遷》

- ・2017年 集合研修からEラーニング研修へ

全国から受講可能になり認定者数が増加

- ・2019年 認定期間を1年から2年へ延長

2021年7月リニューアル予定

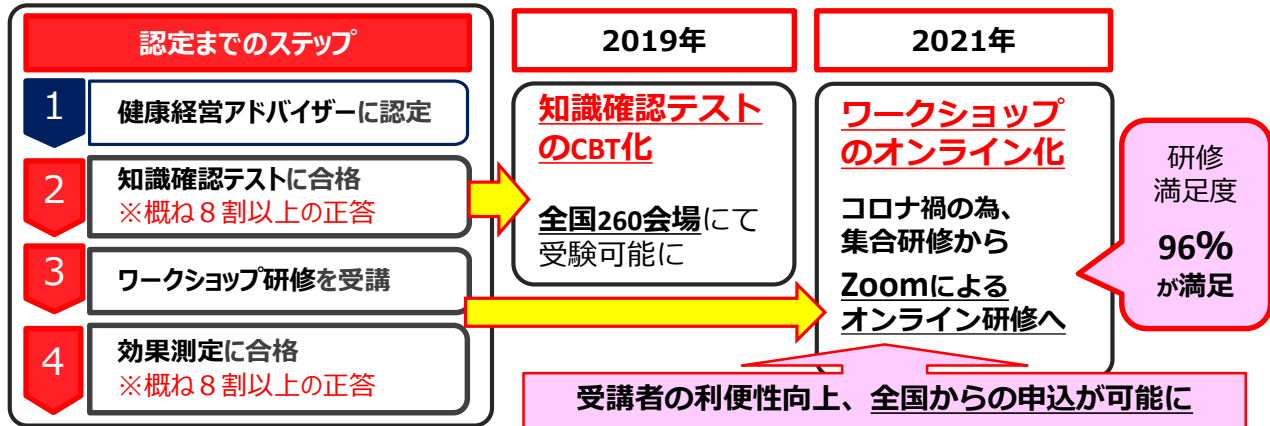
健康経営エキスパートアドバイザー研修

《目的》

- ・企業等の健康経営の取組を支援できる専門家を育成

《スキル》

- ・健康経営に係る応用的な知識の習得・企業等における課題の抽出や整理・具体的な取組の提案と支援



【参考】中小企業への普及促進に関する取組事例②

- 協会けんぽ熊本支部では、**協会けんぽに加入する企業の連携組織として「くまもと健康企業会」を発足**。加入事業所 5 社が中心となって運営している。
- 業種・規模に関係なく企業間の連携を強化しながら好事例を横展開することで、**加入事業所において健康経営の質を高めていく狙い**。社員の健康度を向上したいと考える事業所、熊本を健康県にしたいと考える事業所等**48社が参画し、定例会・臨時会を通じて情報交換を実施**している。

熊本支部
が考えて
いたこと

- 健康経営は事業所の主体的な取組が重要であることを周知したい
- 担当者が一人で悩んでいるケースが多い
- 優良事例の横展開をしたい

事業所の
悩み

- 実践方法がわからない
- 他社の取組を知りたい
- 健康経営担当者が相談できる場所がない

➤ 事業所が自主的に健康経営を実践できるアプローチ方法を模索

➤ **加入事業所から、健康経営の推進に関して事業所間が連携できる組織を立ち上げられないかと提案**

くまもと健康企業会の発足

＜体制＞

- 事務局長：株式会社えがお
- 幹事事業所：加入事業所 5 社
- 参画事業所：48社（令和3年2月末日時点）

＜発足の目的＞

- 健康経営実践企業の好事例の横展開
- 業種・規模に関係ない関係性の構築
- 健康経営優良法人認定事業所数の増加
（参画事業所すべての認定取得を目指す）

＜参画理由＞

理由	割合
企業間の連携を深めて熊本県を健康な県にしたい	25%
健康経営優良法人など顕彰制度を取得したい	8%
他社と情報交換を行いたい	56%
その他・未回答	11%

- 企業間の連携を深めて熊本県を健康な県にしたい
- 健康経営優良法人など顕彰制度を取得したい
- 他社と情報交換を行いたい
- その他・未回答

これまでの取組	テーマ
発足式・第 1 回定例会 （令和2年8月3日）	・事例発表 3 社
臨時会 （令和2年9月～10月の間に計4回）	・健康経営優良法人2021申請書勉強会
第 2 回定例会 （令和2年11月4日）	・事例発表 1 社 ・グループワーク（参加者の属性及び取組のレベルに応じてグループ分け） ①健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標（計画）設定 ②食生活改善に向けた取組
第 3 回定例会 （令和3年3月25日（予定））	・禁煙・受動喫煙防止対策について

（出所）協会けんぽ熊本支部提供 9

2. コロナと健康経営

コロナ禍における健康経営の個別施策の課題

- 健康経営担当者にアンケート調査を行ったところ、イベント型・集合型の施策が実施できないことの他、在宅勤務の増加によりコミュニケーション促進やメンタルヘルス対策が困難であったことなどが課題として挙げられた。

コミュニケーションの促進に向けた取組

- ・ 健康増進や社員コミュニケーションを目的としたイベント・社内部活を休止にしたが、再開の目途がたっていない。
- ・ ウェブやメールでのコミュニケーションがメインとなり、相互理解が困難になることがあった。
- ・ 会議・イベント等の規模縮小化やリモート化を踏まえ、いかにコミュニケーションの質を高めるかが課題。

メンタルヘルス不調者への対応に関する取組

- ・ 在宅勤務による運動不足やコミュニケーション不足によるメンタル不調者の増加。
- ・ 在宅勤務の増加により、従業員のメンタルストレスや健康状態等が把握しにくい。
- ・ 休職者を在宅勤務で復職させて問題ないか、判断が難しい。

運動機会の増進に向けた取組

- ・ イベントを中止せざるを得なかった。
- ・ 3ヶ月の期間を設けた社員向け健康ウォーキングイベントを実施したが、コロナの影響で外出する機会が減ったため、全体目標を達成できなかった。
- ・ 多数の従業員が一斉に集うスポーツイベントやセミナーの開催が困難。トレーニングルーム等の福利厚生施設の開放ができていない。

長時間労働者への対応に関する取組

- ・ 在宅勤務の機会の増加により、業務時間の内外の切り分けが困難になる結果、過重労働の常態化が懸念される。

管理職や従業員に対する教育機会の設定

- ・ リモートでの研修も検討したが、設備・費用等の課題もあり実施に至っていない。
- ・ 研修が中止・延期され、年間の教育計画に基づいた実施ができず苦労した。

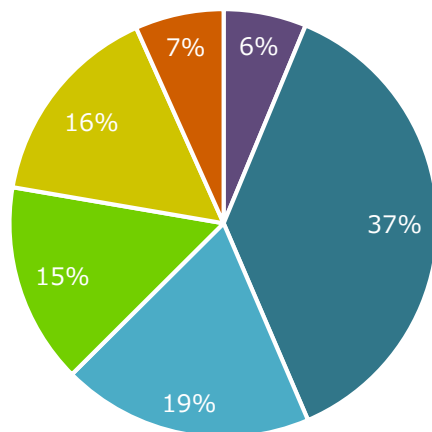
定期健診

- ・ 医療機関による健診の延期・中止。受診へのためらいを持つ従業員が一定数いる。

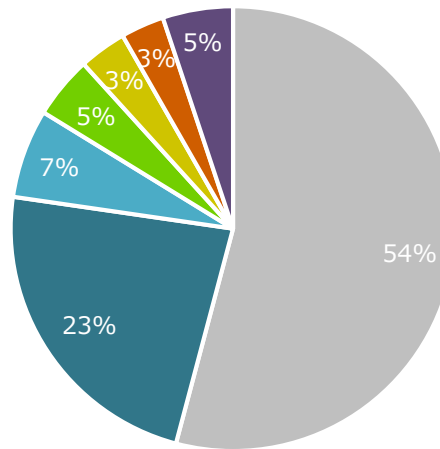
新型コロナに関する調査結果①－在宅勤務の実施状況・課題

- 感染症対策として注目が高まった在宅勤務の導入について調査を実施。
- 在宅勤務は、大規模法人ではほとんどの企業が実施している一方で、中小規模法人では半数以上が未実施であった。
- デスク調査の結果、在宅勤務を行った従業員が様々な課題を感じていることが分かった。

【在宅勤務の実施割合（大規模法人部門）】



【在宅勤務の実施割合（中小規模法人部門）】



■ 0% ■ 1~20% ■ 21~40% ■ 41~60% ■ 61~80% ■ 81~100% ■ 分からない・把握していない

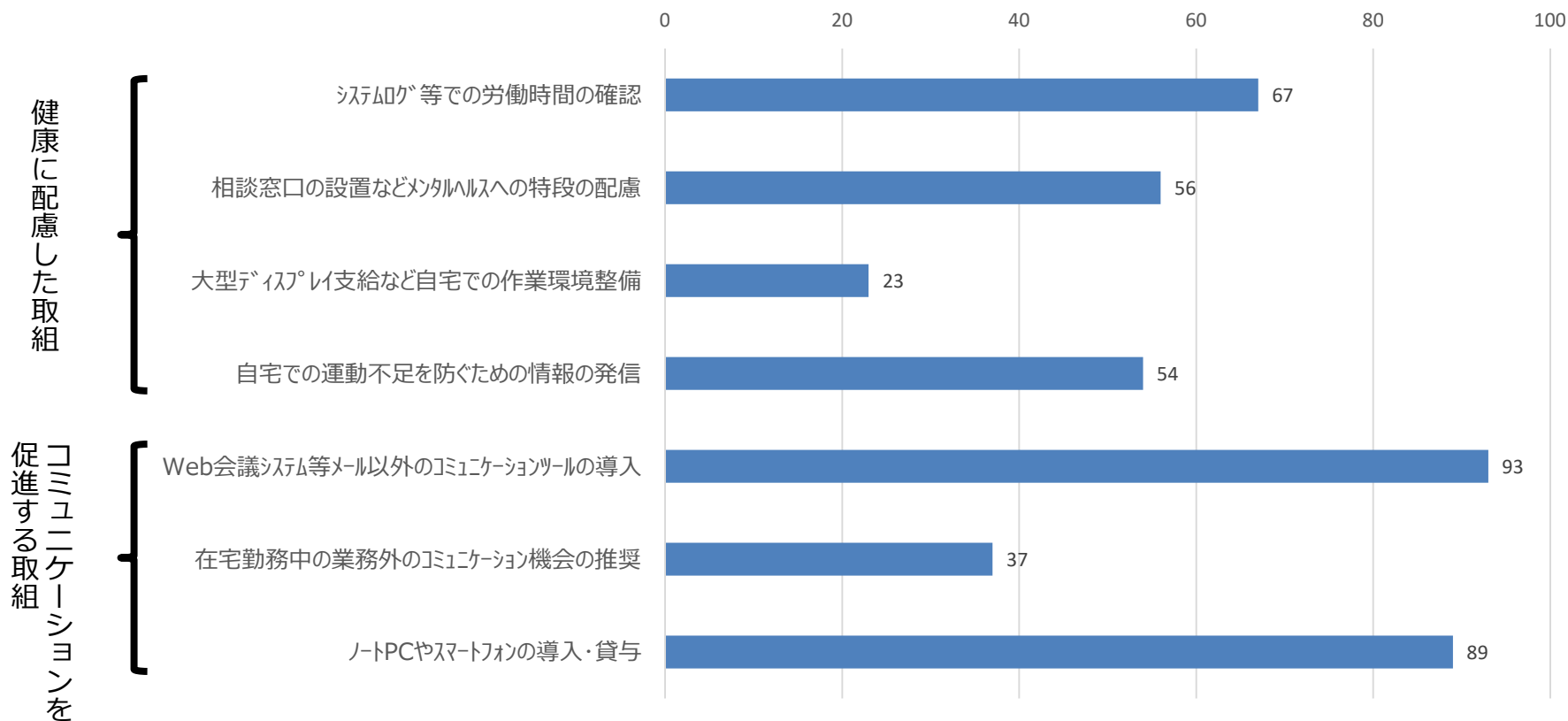
<在宅勤務下での主な課題（デスク調査結果）>

- 机と椅子が仕事時の体勢や体型に合っておらず、腰痛・肩こりが悪化した。
- 新規システム導入等の変化によってストレスを感じる。
- 上司や同僚とのコミュニケーションが不足し、孤独感がある。
- オンとオフの切替が曖昧になり、長時間労働になることがあった。
- 仕事への満足度が低下した。
- 上司による労務管理やマネジメントが不十分になったと感じる。

新型コロナに関する調査結果②－在宅勤務者に対する取組

- 在宅勤務者の健康課題である過重労働やメンタル不調等を防ぐため、システムによる労働時間管理や相談窓口の設置等、各企業で様々な取組を行っている。
- 在宅勤務でもコミュニケーションを促進できるよう、通信インフラの整備やWeb会議システムの導入等を行った企業が多い。

Q54SQ2. 在宅勤務者に対して、過重労働防止などの健康に配慮した取組や、コミュニケーションを促進する取組などを行っていますか。（いくつでも）



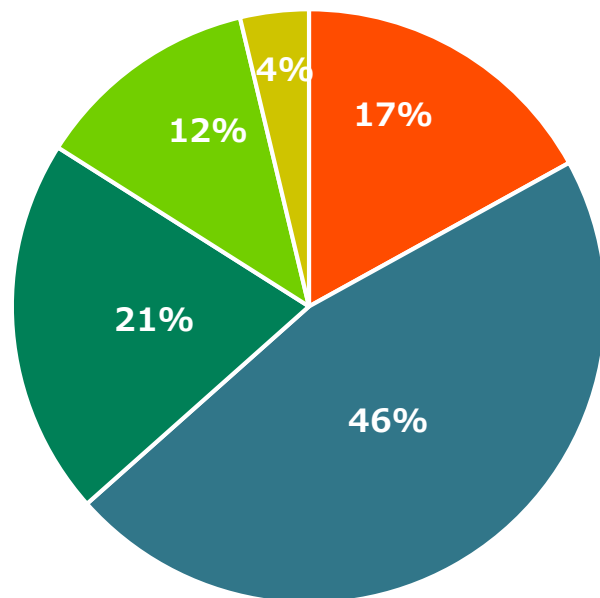
新型コロナをきっかけとした評価設問の見直し

- 企業の業種や規模等によって在宅勤務の実施状況や課題は異なるが、各社が試行錯誤しながら種々対応している。
- 新型コロナのような社会的に影響の大きい健康課題が発生した場合でも、**BCP（事業継続計画）等※に基づき、多様な働き方の推進等により柔軟に対応できるような体制を整えていることが共通の重要事項**であると考えられる。

【令和2年度健康経営度調査票 BCPに関する設問への回答】

Q52.新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえて、貴社のBCPの状況をお答えください。

(n=2516)



- 従来から感染症の流行時の感染予防に対応したBCPを策定しており、そのまま活用した
- 従来から感染症の流行時の感染予防に対応したBCPを策定していたが不十分で、追加して対応した
- BCPは策定していたが、感染症の流行時の感染予防には対応していなかったため新たに策定した
- BCPは策定しておらず、新たに感染症の流行時の感染予防に対応したものを策定した
- BCPは策定しておらず、新たに感染症の流行時の感染予防に対応したものの策定もしていない

※BCPを策定すること自体を目的とするのではなく、有事の際にも勤務形態等について柔軟に対応できるよう予め明文化し、社内に整備・共有されていることが重要。

- 現行の設問はBCP策定の有無を問うものであったが、有事の際には実情に合わせて**PDCAを回しながら適宜見直しができることが重要。**
- 来年度以降のこの設問については、**BCP等による施策の実行を検証して必要な見直しをしたか等を評価してはどうか。**

3. 健康経営が従業員に与える影響に関する調査

健康経営が従業員に与える影響に関する調査（ビジネスパーソン調査）

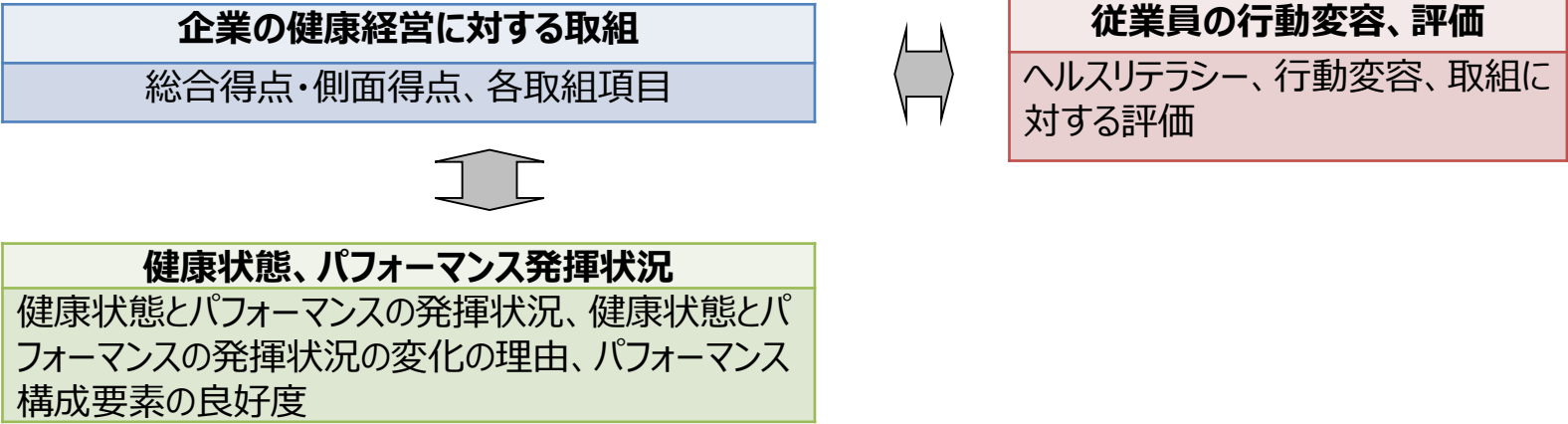
- 健康経営の実施有無や健康経営度の高低等が、従業員に対して与える影響（特にヘルスリテラシー向上や、プレゼンティーズム・ワークエンゲイジメント等パフォーマンス発揮状況）を分析するため、上場企業の従業員1万人を対象に調査を実施。
- 簡易な分析の結果、健康経営度が高いほど従業員のパフォーマンスや健康リスクが良好な状態にあることが分かった。（今後、経済産業省HPにおいて結果を公表）

【調査概要】

- 調査対象者：企業に勤務する正社員・正職員
- 回収数：上場企業勤務10,000人→うち健康経営度調査回答企業勤務：6,785人、それ以外の企業に勤務：3,215人
- 調査手法：インターネット調査（42,175人に調査依頼を配信、回答が10,000人を超えた時点で締切り。回答率23.7%）
※スクリーニング調査と本調査を2段階分離方式で実施

【調査目的と分析内容】

- ビジネスパーソンの健康状態とパフォーマンスの発揮状況の実態把握
- 企業属性、従業員の属性・健康状態、企業の健康経営に対する取組と、従業員のパフォーマンス発揮状況の関係を分析
- 企業の健康経営に対する取組と従業員の行動変容、取組に対する評価の関係を分析



4. 令和3年度の顕彰制度について

令和3年度の顕彰制度について

- 健康経営銘柄2022選定要件及び健康経営優良法人2022認定要件について、前回までの健康投資WG等での議論を踏まえ、所要の改定を行う。

【主な改定内容】 ※令和3年度の認定要件（案）は参考資料4参照

健康経営銘柄2022選定要件及び健康経営優良法人2022認定要件

- ・ 新型コロナの影響を踏まえた取組の評価のあり方の見直し
- ・ 「喫煙対策に関する取組」の選択必須要件化

健康経営優良法人2022（大規模法人部門）の認定要件

- ・ 後期高齢者支援金の加算制度との関係の見直し

健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）の認定要件

- ・ 「健康経営の評価・改善に関する取組」の必須化

➤ 事務局説明資料②の検討も踏まえて必要な見直しを行う。

5. 健康経営に関連する施策の進捗

日本健康会議における今後の健康経営について

- 日本健康会議は、2020年に達成すべき目標を策定して実現に向けて具体的な取組を進めてきたところ、一度区切りを迎えたため、今後の取組についての検討を進めている。
- 2025年に向けて **新たな目標を策定する場合**、健康寿命延伸等に資する **健康経営に関しては目標を策定して取組を進めることが必要**。

【新たな目標に盛り込むべき要素(案)】

○保険者とともに健康経営に取り組む企業を●万社以上とする。

▷達成要件として、①、②が行われていることを設定

- ① 健康経営優良法人の認定基準を満たしていること。または、健康宣言事業を実施していること。
- ② 下記の具体的な取組例を参考に、新たな目標に関する取組を一つ以上実施すること。

具体的な取組例

- 事業主健診の結果を保険者と共有して働く人の健康づくりを進めるなど、コラボヘルスにも積極的に取り組むこと。その際、生活習慣病予防だけでなく、メンタルヘルス等に関する取組も進める。
- 特に上場企業において健康経営に係る情報開示に取り組む。この際、比較可能な情報提供を通じて、資本市場において健康経営を評価する仕組み(ESG指数での位置づけや健康経営に関する指数の開発等)や健康に関する投資信託商品等の創出に取り組むこと。
- 健康経営を評価する民間主導の第三者認証制度や国際標準規格の創出に取り組むこと。
- 事業者・民間団体・自治体等が健康経営へのインセンティブの提供に取り組むこと。
- 予防・健康づくりに係る医学的エビデンスを踏まえたガイドラインや、PHR利活用等の新しいヘルスケアサービスの提供に関する事業者ガイドラインの策定に取り組むこと。

(参考)「健康なまち・職場づくり宣言2020」における健康経営に関する目標

- ・健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。
- ・協会けんぽ等保険者や商工会議所等のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を3万社以上とする。
(2018度より目標を1万社から3万社に上方修正。)